

《研究ノート》

台湾語の表記問題

松 永 正 義

台湾で二〇〇一年九月に始まった母語教育のなかで、いわゆる台湾語の表記問題が、大きな問題になっている。⁽¹⁾また二〇〇〇年前後に大きな社会問題の観を呈した地名表示の問題も、記憶に新しい。ここでこうした表記問題についての初歩的な整理をしておきたい。ただ表記システムの問題は、いわゆる「国語」の問題や、訳音系統（後述）の問題とも絡まるので、それらも併せて見ておくことにする。

一 台湾における表記システム

台湾における表記システムの問題は、国語、訳音系統、母語（閩南語、客家語、原住民族諸語）の三つの場で、それぞれに固有のいきさつをかかえながら存在し、かつそれ

が絡み合うことで問題を複雑化している。「訳音系統」とは道路、駅名などの地名表示や、パスポートの姓名などのローマ字表記のシステムのこと、「漢字音表記システム」とでも言えばいいだろうか。ここではまず国語および訳音系統について簡単に見ておく。

1 国語

台湾の国語教育は基本的には中華民国の大陸時代の国語政策を引き継ぐものである。辛亥革命によって中華民国が成立した直後、一九一三年に教育部は読音統一会を招集、読音の統一を試み、注音字母を制定した。注音字母とは日本のカナ、朝鮮のハングルなどを参考にしながら作られた中国独自の表記システムで、一九一八年に正式に公布された。一九三〇年に注音字母は注音符号と改称された。改称の理由はおそらくそれが独立の文字システムではなく、漢字音を表記する補助システムであることを明確化することだったのでないだろうか。二〇年代に錢玄同等を中心に漢字廃止論が唱えられたことなども関わるのではないかと思う。

戦後台湾が中華民国の版図に組み入れられるとすぐに、

国語推行委員会を中心として新たな国語教育政策が始まった。その基準として四六年五月台湾行政長官公署が、国語教育は台湾省国語推行委員会編『国音標準彙編』(四十七年一月刊)に準拠して、統一読音、注音符号によること、と公布している。また五三年には教育部のなかで漢字の正字体を簡略化したいわゆる簡体字を制定することが検討され、蒋介石もこれに賛成していたという。しかしながら大陸においても五〇年から簡体字の策定が検討され、五二年に成立した中国文字改革委員会を中心に簡体字が制定され、またあわせて漢字音を表記するローマ字システム漢語拼音方案が制定されて五八年に公布された。(以後この大陸の表音システムを漢語拼音と呼ぶことにする) こうした大陸での動きを受けて台湾では逆に「民族伝統」としての正字体(繁体字)を守ろうとする方向に変わっていく。大陸はロシア化(つまり共産化)しており、真の「中国」は台湾にのみ存在する、という国民党の正統中国論の具体例のひとつに漢字問題が組みこまれたわけだ。五六年六月の教育部令で正式に簡体字の使用が禁止された。この教育部令は、学校教育、出版における字体、書式を規定したもので、「共匪が我が伝統の文字を滅ぼし、ラテン化の簡体字を推

行し、構造を破壊し、音声を混乱させており、急いで徹底的に正さなければならない」との認識のもとに、一、各校の学生のレポートは、正楷を用いるべきで、簡体字を書いてはならない。二、試験、答案は、数、理、化、楽譜等を横書きにするのを除き、国文、公民、史地等の科目は、すべて上から下、右から左へ書き、横書きしてはならない、と規定している。

こうして国語教育における書記システムは、繁体字および注音符号のセットによることが規定され、今日に至っている。⁽³⁾

2 訳音系統

訳音系統としては沿革的には、国語羅馬字、注音符号第二式、通用拼音の三種が指定されてき、また大陸の漢語拼音も使われている。

①国語羅馬字

さきに大陸で注音字母が制定されてからも、保守派のなかには漢字の排除につながるのではないかと言った危惧もあり、また教員自身もこれになじみがない、そもそも普及

のためには大量の活字が必要だといった事情もあって、なかなか普及しなかった。活字については三五年に教育部が「漢字旁注之注音符号印刷体式表」を公布、漢字と注音符号を組み合わせた活字を幾組か作ったというが、日中戦争中のことでもあり、普及はしなかった。本格的な普及は戦後の台湾においてだろう。こうした困難のなかで、ローマ字のみでの表記システムとして、趙元任を中心として制定されたのが国語羅馬字だ。一九二六年国語統一籌備会が国語羅馬字を発表、二八年九月に正式に公布された。さらに四〇年に国語推行委員会によって訳音符号と改称された。国語教育は注音符号、外国向けには国語羅馬字という棲分けが確定されたわけだ。

② 注音符号第二式

一九八四年一月、外国籍および華僑への漢語教育のために、教育部、内政部、国防部、外交部、中央研究院、国語推行委員会、識者などの座談会が開かれ、訳音符号の改正を決定した。海外での漢語教育はおおむね大陸の漢語拼音によるようになってきており、これへの対応のためだろう。二月に專案研究小組（李蘊、張希文、李壬癸など）が招集

され、国語羅馬字を改良して、五月には注音符号第二式案が公布され、一年の試用期間を経て八六年一月正式に公布された。国語羅馬字を引き継ぎ、海外での漢語教育、及び人名、地名表示などに対処するためのものである。ただし教育部は公布したが、行政院は批准しなかったため、この表記システムは宙に浮く格好になってしまい、実際上は使われず、学術論文などではアメリカのウェード式か、大陸の漢語拼音が使われるのが普通だった。⁽³⁾ 行政院が批准しなかった理由はよくわからないが、台湾でだけ使われていた注音符号は、国際的な場ではもはや通用しないため、ローマ字表記を良しとする声はあり、またそうした国際化の主張が国民党の保守的な国語政策への批判につながるといった事情があったため、注音符号の廃止につながりかねないローマ字表記の制定に対して、保守派の反対があったからではないだろうか。

③ 通用拼音

通用拼音の制定は、二〇〇一年九月から施行された九年一貫の新カリキュラムから来るものだ。このカリキュラムは小学生段階から英語教育を始めることと、同じく小学生

に対して母語教育を行うことを大きな柱とするもので、一九九六年に出された行政院教育改革審議委員会の答申に基づくものである。この委員会は、李登輝が一連の改革のために中央研究院院長としてアメリカから招いたノーベル賞物理学者李遠哲を召集人として一九九四年九月に設置されたもので、九六年十二月に答申として『総諮議報告書』を提出した。『報告書』に言う。「小学生は英語の文字の読み書きを学ぶべきで、小学生が適当な英語の課程を必修するための計画と準備を積極的に行わなければならない。通用表音システムの可能性を検討し、小学生が国語、母語、英語の異なった表音システムを学ぶ負担を軽減しなければならない。」つまり国語、母語、英語をローマ字というひとつの表記システムで学習できるようにすることを検討することの提起である。ここでの本丸が国語教育における注音符の廃止とローマ字システムの導入にあり、それ故に注音符を伝統的教育体制の牙城と考える保守派の反発を招いたであろうことに注意しておきたい。⁽⁴⁾

この『報告書』の提起を受けて、中央研究院の余伯泉を中心として策定されたのが通用拼音である。通用拼音は当初漢語拼音とあまり異ならないことをひとつの目的として

策定されたようだ。そういう意味でも「通用」がめざされていたわけだ。

通用拼音は後述のような論議のなかでしばしば改訂を重ねているためどの時点でどのような規格であったかはわかりにくい所があるが、九十七年には大枠が作られていたようだ。最初の正式な規格版本は九十九年に刊行され、議論を経て二〇〇二年に国語推行委員会から最終版本が公開された。⁽⁵⁾

漢語拼音と通用拼音の異動、問題点はおおむね次の五点である。⁽⁶⁾

①無気音、有気音の扱い

これはいずれも b / p、d / t、g / k で表記するので同じであるが、しかし台湾語(閩南語)との関係で問題が生ずる。台湾語には濁音があるからだ。ちなみに後述の教会羅馬字では、無気音、有気音、濁音を p / ph / b、t / th、k / kh / g で表記する。この点が台湾語を主体に考える部分から、通用拼音は漢語拼音の焼き直しにすぎず、台湾語教育には有害だと批判される原因となる。

②舌面音、舌尖音、捲舌音の扱い

漢語拼音で、j、q、x / z、c、s / zh、ch、

s h、r で表される子音の表記で、通用拼音の当初の版では q を c で表記する以外は同じであったが、二〇〇二年の最終版では、大きく異なるようになっていた。学問的な議論の集中した部分のようだが、学問的論議の背景に、漢語拼音に近づけるか、それから遠ざかるかといったモチーフが潜んでなかったとは言えない。総じて通用拼音の当初のモチーフのなかには漢語拼音との接続を無理なく行うことよって国際的な承認を得やすくするということがあったようだが、後に国民党が漢語拼音の使用を主張し始めてから、台湾の独立性を主張する形で通用拼音を擁護しようとする力学が働き、漢語拼音にはらまれていない無理をつくことで漢語拼音と異なった表記を採用することが、そうした主張にうまく合ったのではないかと想像される。

③ 零韻母の扱い

漢語拼音で舌尖音、捲舌音の後の i で表されるもので、通用拼音では初めは ɿ で表記していたが、最終版では ɿ となった。

④ 撮口介音の扱い

漢語拼音で u ウムラウトなどで表される音で、通用拼音では yu に統一されている。

⑤ その他

漢語拼音の wen、weng など、wun、wong などで表記される。

通用拼音は始め本土化論者から漢語拼音とほとんど同じではないかと批判されていたが、今はまた漢語拼音論者から異なっているということが批判されている。こうしたいさざつは、訳音系統問題のなかで形成されてきたものだ。

次にこの訳音系統問題について簡単に見ておきたい。

そもその初めは一九九六年、行政院經濟建設委員會が注音符号第二式で道路標識を統一することを決定、交通部から各県市に通達したことに始まる。その意図は經濟の世界化というかけ声に呼応することにあつたのではないかと思われるが、各県市での受け取りかたはさまざまだ。

台北市では九七年に市政會議が疑義を表明、九八年には『総諮議報告書』を根拠として道路標識への通用拼音の採用を決め、同時に通用拼音による『客家台語』の編集を始めた。時の市長は陳水扁で、そのヘゲモニーが大きかったのではないかと思われる。ところが九八年暮の市長選挙で陳水扁は落選、替って市長となった馬英九は注音符号第二式の採用に向けて動き始めた。同じころ政府中央でも、教育部、

外交部、内政部、新聞局、台北市などを招集し、注音二式の採用を決めたが、すぐさま李遠哲が通用拼音の採用を主張し、教育部長がまだ最終決定に至っていないと表明する、といった一幕があった。こうしたいきさつの後問題の検討は教育部にゆだねられることとなったが、ここでの検討過程も混乱を極め、始め拼音專案小組が招集されたが、すぐにこれとは別の六人会議が作られ、「国語拼音」を決定して行政院に報告したが否決され、逆に行政院副院長が「模組式改良漢語拼音」を提案するも、教育部がこれを否定するといったことがあったという。「国語拼音」、「模組式改良漢語拼音」などがどのようなものであったかはわからないが、この時点ではすでに注音第二式は否定されていたことがわかる。九九年前半のことである。

こうした過渡期を経て同年七月、行政院教育改革推動小組会議が、教育部はすでに漢語拼音使用のコンセンソスを得ているものとし、行政院副院長劉兆玄が記者会見で漢語拼音の採用を宣言した。以後問題は漢語拼音か通用拼音かの二者択一となる。劉兆玄の表明に対してはすぐに民進党から反対の声があり、九月には立法委員翁金珠が、十四日市長の署名を持って劉兆玄と会見、拼音系統については最

終決定に至っていないこと、名称は漢語拼音にこだわらず、中立的な名称を採用すること、を合意したという。さらに翌一月には、再度教育部に検討を依頼しつつ、三月十八日、すなわち総統選挙以前には決定を行わないことを蕭萬長が表明した。

総統選挙の結果陳水扁が総統になると、中央研究院で三月、五月の二回にわたって拼音學術検討会が行われ、通用拼音の採用に向けての地ならしが行われ、七月には国語推行委員会が改組されて余伯泉らが委員となった。十月には国語推行委員会が通用拼音の採用を決定したが、直後に教育部長の曾志朗が漢語拼音の採用を表明し、事態はなおももつれていった。また馬英九は台北市の道路標識への漢語拼音の採用を決め、漢語拼音派からの揺さぶりをかけ続けた。

問題が最終的に決着を見たのは、二〇〇二年八月行政院が「中文訳音使用原則」を公布し、通用拼音の採用を決定したことによる。⁽⁸⁾

漢語拼音を主張する国民党側の大義名分は、事実上の世界標準である漢語拼音を採用することで世界的な承認を得やすくする(「与世界接轨」ということ)で、これに対する

反対派の立場は台湾の独自性の主張である。つまりこれもまたひとつの統独問題であったわけだが、この時点で国民党側が漢語拼音を主張した理由としてはふたつのが考えられるのではないかと思う。ひとつは大陸問題については民進党より解決可能性が高いということをアピールするために、大陸とのつながりを強調することである。もうひとつは、通用拼音の主張のなかには、訳音系統と母語教育でのローマ字採用で挾撃することで、国語の表記でのローマ字採用に漕ぎつけようとする戦略的意図があって、これへの警戒から、訳音系統を国語と切り離すことで注音符號を守ろうとする意図があったのではないかと思う。

以上が訳音系統の問題のあらまじだが、次に母語教育での表記問題についてみていきたい。

二 台湾語の表記問題

母語教育の対象として認定されているのは、閩南語（いわゆる台湾語）、客家語、原住民族諸語の三系統の言語である。このうち原住民族諸語については、教育部の委託を受けて、中央研究院歴史語言研究所の李壬癸が一九九二年に修訂した「台湾南島語言的語音符号系統」が使われている。

⁽⁹⁾ また客家語については教会羅馬字もしくは通用拼音が使われているようだが、資料の収集ができなかったため、ここでは触れず、他日を期したい。そこで以下には閩南語の部分を中心に見ていきたいが、その表記システムとしては、注音符號の拡張版を使うものと、ローマ字によるものがあり、ローマ字によるものとしては教会羅馬字、台湾語言音標方案、通用拼音の三者が有力である。

1 注音符號

戦後直後新たな国語政策が開始された時点では、国民党の関心は台湾からいかに日本の影響を排除するかということにあり、国語政策においても日本語の影響を排除して「国語」を普及することが第一の目的とされた。そのための方策として台湾語を復活し、それを媒介として国語教育を軌道に乗せていくことが考えられた。後には国語の普及のために方言である台湾語は否定され、それがまたエスニックな支配体制を強化する手段と考えられるに到るのだが、当初は台湾語はむしろ復活すべきものと考えられていた。そのための手段として一九四六年、朱兆祥が台湾語を表記するための注音符號を設計、『台湾方言符号』として

国語推行委員会から刊行、公布された。その後これが台湾語を表記する手段として一部で使われてきた。

国語教育で覚えた注音符号をそのまま流用できる利点があるため、とりわけ注音符号の存続を考えるものにとっては恰好のシステムと考えられているようだ。ただ母語教育の主張そのものが、国語教育への反発から生まれてきたものだけに、母語教育をめぐる議論のなかで触れられることはあまりない。現在の母語教育のなかで有力なのはローマ字によるものだ。

2 教会羅馬字

欧米の宣教師によって制定されたもので、宣教師たちは布教のため中国各地の方言を学び、ローマ字によるその表記法を考案し、それによって聖書を初めとする文書を書き表した。こうしたローマ字による表記システムを教会ローマ字と総称するが、台湾語を表記するために使われている教会羅馬字もそのひとつである。教会羅馬字の伝統は古く、一八七四年に渡台したバークレーは、教会羅馬字による新聞『台湾府城教会報』(『教会公報』)を台南で創刊し、これは八〇年代に漢字表記に改められたものの、今もなお続

いている。また教会羅馬字による台湾語『聖書』も三二年に出版されている。

こうした伝統があるため、人材、教材の面では比較的豊富であり、台湾語教育のための即戦力たりうるところが大きな利点だろう。しかしながら教会に出自を持つものだけに、信者以外には敷居の高いところがあり、また後述のように漢字による表記のほうがなじみやすいこともあって、教会羅馬字の読めるものは、台湾全体のなかではまだまだ少数派であると言わざるをえない。

3 台湾語言音標方案(TLPA)

母語教育の開始は、八九年末の選挙で当選した民進黨系首長の七県市が、連合して国の意向に逆らいつつ始めた母語教育にあるが、そこでまず直面した問題は、教育のための教材の表記をどうするかということだった。この問題を解決するために学者、台湾語運動の活動家が集まって九一年八月、台湾語文学会が結成され、そのなかに音標小組(招集人黄宣範、副招集人董忠司、鍾栄富)が設置された。この小組によって考案されたのが、台湾語言音標方案「*wan Languages Phonetic Alphabets*」で、その英語の頭

文字をとって T L P A トルバと称される。⁽¹⁰⁾ なおこの時点でローマ字によるものを第一式とし、これとは別に注音符の改良によるものを第二式として別に定めている。

その後教育部が母語教育教材の大綱を示した『国民中小学台湾郷土語言補助教材大綱專案研究報告』⁽¹¹⁾のなかで、閩南語、客家語については、基本的に T L P A を採用し、教育部推薦音標方案とすることを決め（九五五年）、さらに九八年一月には、T L P A を教育部として正式に公布した。こうした動きに対して、教会羅馬字を主張するものからは批判の声があがった。

T L P A はもともと教会羅馬字を基本としながら、声調符号を廃して 1 から 7 の数字で表し、また教会羅馬字独自の符号（それ自身ローマ字を基本とするものだが）をローマ字の複合で表すなどの改編を加えたものである。しかしながら教会羅馬字に慣れたものにとってはなじみがないように思われること、また前記の改編によって独自の文字体系らしくなくなったこと、などが批判の底流にあるようだ。（このことについては後にまた触れる）また草の根で台湾語運動を支えてきたものにとって、それが行政化されるにつれてなじみのない文字システムが「上から」決定されて

きたことへの反発もあるかもしれない。

なお、『国民中小学台湾郷土語言補助教材大綱專案研究報告』では閩南語、客家語、原住民族諸語についてそれぞれに大綱を定めているが、閩南語ではローマ字による第一式のみを取り、客家語についてはローマ字による第一式と注音符号による第二式を併記してある。原住民族諸語については、前記「台湾南島語言的語音符号系統」が取られている。

4 通用拼音

通用拼音について現在公的に定められているのは、前述のように訳音系統の部分のみだが、もともとこれは母語教育の部分をも含むものだった。客家語についてはこれによるテキストが増えつつあると聞く。閩南語についてはあまり聞かないが、元々の版本では実は閩南語については二つのシステムが定められていて、本来の通用拼音によるものはそのうちの乙式とされるものである。そして甲式として定められているのは、教会羅馬字なのであった。注（5）に挙げた『台語甲式通用拼音 口語版』がそれである。通用拼音は教会羅馬字と連携することによって母語教育に足

がかりを得つつ、やがては国語教育をもふくみ込んでいくものとして構想されたのである。

以上2から4までの三つが現在母語教育のなかで有力なものとなっている。

ところで母語教育はそもそも民進黨系の県市が連合して、国の意向に逆らいつつ軌道に乗せていき、やがて国がその動きに追随していったものである。そして底辺でそれを支えていたのがいわば草の根の活動家たちだった。彼らは全体としての本土化の動きを支え、突き動かしていく存在である。しかしまた本土化の動きが行政レベルに取りあげられ、システム化されていくにしたがって、そうした動きとの間に間隙を生じていく側面も持っている。こうした国、各県市、草の根の三つのレベルが、それぞれ独自の論理、独自の場を持ちながら絡まり合う形で、母語教育が実現されてきたと考えられる。そして通用拼音はその成り立ちから言って、国のレベルに密着しているところがある。また実際に母語教育の責任者となるのは各県市で、そうした行政化の顧問として学者の権威がものを言うから、このレベルではTLP Aが優勢であるように見える。さらに草の根

のレベルでの台湾語運動のなかでは、教会羅馬字が圧倒的に優勢である。

母語教育の表記問題のなかには、こうした三つのレベルそれぞれの問題が絡み合うことになるから、問題が複雑化するのではないだろうか。そして表記問題の解決は、どのレベルでどのように決まるのかというヘゲモニー関係の帰趨をふくむことになるから、問題がイデオロギー化せざるを得ないのだとも思われる。ここに表記問題の困難さと、特徴とがあるのではないだろうか。

ところで以上はいわば表音問題であって、母語教育が小学生段階で行われる以上、表音文字は必須だから、ここではこの問題が基本的な問題である。しかしながら台湾語の表記全体から言えば、その外側に漢字の問題があって、これもまた母語教育とも関わらざるを得ない。

漢字を知っているものにとっては漢字による表記が圧倒的に便利だから、実際の台湾語運動のなかで書かれているものは、漢字によるものが圧倒的に多い。また漢字にローマ字のいずれかの方式で音を附記してあるものや、漢字ローマ字混じりのものもよく見かける。ただし漢字についても問題がないわけではない。台湾語のうち二割ほどは適

切な漢字がないというから、それらについては新字を作るか当て字をするしかない。どのような文字を当てるのかは、一九三〇年代の郷土文学論争以来、断続的に検討が行われてきたから、ある程度の共通認識はあるようだが、まだ完全ではないようだ。

台湾語の正書法として主張されているのは、漢字によるもの、ローマ字によるもの、および鄭良偉などによって提唱された漢字、ローマ字の交ぜ書き（日本の漢字仮名交じり文のような交ぜ書き。漢羅式と呼ばれる）の三種がある。ローマ字によるものとしては、教会羅馬字が主である。教会羅馬字論者は、教会羅馬字は独自の文字体系であって、漢字を表音するための補助手段ではないと主張する。その背景には漢字を「中国」のものとして排除し、台湾の独自性を主張したいとする欲求が潜んでいるように見える。これに対して通用拼音、T L P A の論者は、漢字を正書法として、ローマ字はその音を表記する補助手段と考えているようだ。さきに触れたように教会羅馬字論者が、T L P A を「文字らしくない」として批判する理由はここにある。

こうしたさまざまな問題が解決されぬまま母語教育は始まったわけだが、母語教育が始まってもうすぐ二年になる

うという今、問題が明瞭になってきたからだろうか、表記問題についての議論がなおも断続的に行われているようだ。だがわたしは母語教育が始まって以来現地調査に行く便を得ないため、実際のテキスト類を見ることができないのである。それらのことは他日を期すとして、ここでは今までの知見を整理するにとどめておきたい。

(1) 母語教育については、拙稿「台湾語運動賞書」(『一橋論叢』一一二巻九号、二〇〇九年九月) 参照。

(2) 戦後の「国語」問題については、方師鐸『五十年來中国国語運動史』(国語日報社、一九六五年三月) および、張博宇編『台湾地区国語運動資料』(商務印書館、一九七三年十一月)

(3) 注音符号第二式の規格版本および経過説明については、教育部国語推行委員会刊の『国語注音符号第二式』(一九八六年七月)

(4) 『総諮議報告書』は、教育改革審議委員会 <http://www.sinica.edu.tw/info/edu-reform/>

(5) 通用拼音の初めの規格版本は、羅馬拼音教育改革研究小組『台湾華語拼音』(一九九八年十二月)、および通用拼音教育改革研究小組『台湾語通用拼音 普及版』(『台語甲

- 式通用拼音 口語版』『原住民通用拼音』(いずれも一九九九年一月)の計四冊(南天書局出版)、二〇〇二年の最終版については、国語推行委員会 <http://www.edu.tw/mandr/index.htm>。
- (6) 鄭良偉、張學謙「針對英文學習需要和台灣母語特性評四套華語拼音通用性」二〇〇二年三月、中央研究院語言所籌備處漢字拼音系統檢討會論文、全球台灣通用語言協會 <http://abc.iis.sinica.edu.tw> 参照。
- (7) 以下の経緯については、「台湾拼音政策大事記」(全球台灣通用語言協会 <http://abc.iis.sinica.edu.tw>、二〇〇一年三月八日製表)を参照した。
- (8) 「中文訳音使用原則」は、前掲国語推行委員会 <http://www.edu.tw/mandr/index.htm>。
- (9) 「台湾南島語言的語音符号系統」については、教育部『国民中小学台湾郷土語言補助教材大綱專案研究報告』(一九九五年三月)にあらましの説明がある。
- (10) T L P A 制定の経過については、『台語文摘』革新1号(一九九二年一月)所載の董忠司の報告、行政院文化建設委員会編印『福爾摩沙的烙印——台湾閩南語概要』上(二〇〇一年十一月、編集責任者は董忠司)などを参照。
- (11) 前掲教育部『国民中小学台湾郷土語言補助教材大綱專案研究報告』(一九九五年三月)。(一橋大学大学院言語社会研究科教授)